

平成 26 年 6 月 11 日

消費者機構日本と株式会社 THINK フィットネスの裁判外の和解について

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。）又は裁判外の和解の概要

（1） 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者機構日本（以下「消費者機構日本」という。）が、フィットネスクラブの経営等を行う株式会社 THINK フィットネス（以下「THINK」という。）に対し、THINK の使用する会則における契約条項のうち、以下の条項について、消費者との間で契約の締結をする際に、当該条項を含む意思表示を行わず、また、本件会則から削除することを求めた事案である（括弧内の条文番号は根拠とする条文。）。

- 一旦納入した入会登録料・諸会費・諸料金等を、事由のいかんを問わず返還しないと規定する条項（消費者契約法（以下「法」という。）第 9 条第 1 号）
- 施設利用に際して生じた盗難・紛失等について、THINK は一切責任を負わないと規定する条項（法第 8 条第 1 項第 1 号及び同項第 3 号）
- 施設利用に際して発生したけが・病気・事故等について、THINK は一切責任を負わないと規定する条項（法第 8 条第 1 項第 1 号及び同項第 3 号）
- 施設利用に際して生じた紛失について、THINK が一切損害賠償・補償等の責めを負わないと規定する条項（法第 8 条第 1 項第 1 号及び同項第 3 号）
- 会則等の内容を THINK が一方的に変更することができ、既存の会員にもその効力が及ぶと規定する条項（法第 10 条）

また、消費者機構日本は、法第 3 条第 1 項の趣旨に鑑み、施設の全部又は一部の閉鎖時及び解散時の会費に係る条項につき、会員に対する補償がされる場合及びその場合の補償の算出方法を明示するよう要請した。

(2) 結果

消費者機構日本と THINK は、平成 26 年 5 月 1 日に別添のとおり合意した。

2 . 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者機構日本
理事長 芳賀 唯史

3 . 事業者等の氏名又は名称

株式会社 THINK フィットネス
代表取締役社長 手塚 栄司

4 . 当該判決又は裁判外の和解に関する改善措置情報()の概要
なし

() 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう(消費者契約法施行規則第 14 条、第 28 条参照)。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 担当：高桑、稲垣
電話：03 - 3507 - 9264
URL：<http://www.caa.go.jp/>

別添

合意書

株式会社THINKフィットネス（以下、「甲」という。）と特定非営利活動法人 適格消費者団体 消費者機構日本（以下、「乙」という。）は、本日、甲が消費者との契約において使用する会則についての乙の「申入れ及び問い合わせ」及び同「申入れ及び問い合わせ」に対する甲の回答が、「別表」のとおりであることを踏まえ、下記事項につき合意した。

記

第1条 甲は、甲が消費者との契約において使用する会則中、以下の各号に掲げる各条項が消費者契約法に抵触し無効であることを確認し、消費者との会員契約の締結に際し、消費者に対し、以下の各号に掲げる意思表示は、いずれもこれを行わない。

- (1) 一旦納入した入会登録料・諸会費・諸料金等は、事由の如何を問わずこれを返還いたしません。
- (2) 本クラブの利用に際して生じた盗難・紛失・障害については、会員各自の自己責任とし、会社は一切責任を負いません。ビジターについても同様とします。
- (3) 本クラブの利用に際して発生した怪我・病気・事故等については、会員各自の自己責任とし、会社は一切責任を負いません。ビジターについても同様とします。
- (4) 会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、会社は一切損害賠償・補償等の責を負いません。

第2条 甲は、会則その他諸規定を変更する場合には、消費者に対し、改定事項の重要度に応じて、十分な周知期間を設けたり、事前に書面を交付したりするなどして、消費者が契約を継続するか否かを判断する機会を与えることとする等、消費者にとって不意打ちとならないような措置を講ずるものとし、それらを講ずることなく、「会社は、必要と認めた場合、本会則・細則・利用規定・その他本クラブの運営・管理に関する事項の改定を行うことができます。なお、改定内容は全会員に適用されるものとします。」との意思表示を行わない。

第3条 甲は、甲の施設の全部若しくは一部を閉鎖し、又は解散する場合には、その原因が甲の責に帰するものであると否とを問わず、解散する場合は残期間に、閉鎖する場合は閉鎖期間に、各応じて既払い会費を返還し、又は、会費を減免する等、消費者の利益に配慮した措置を講ずるものとする。

第4条 甲は、甲の従業員等に対し、前三条の履行を確保するため、直ちに必要な措置を講ずるものとする。

第5条 甲が前四条に違背したことが判明した場合は、甲及び乙は、以下の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 甲は、消費者に対して、第1条に沿って改定した「会則」、パンフレットを交付する。
- (2) 甲は、消費者に対して、精算などの対応が必要な場合においては、速やかに対処する。
- (3) 再発防止のため、甲は、違背した内容及び同違背行為に対して講じた措置を従業員等に周知する。
- (4) 乙は、甲の違背行為について、乙のホームページに掲載して公表する。
- (5) 甲及び乙は、必要に応じ、再発防止に向けて協議を行い、甲及び乙合意の上、新たな合意書を作成する場合がある。

第6条 乙が、本合意の履行内容を確認するために甲に対してその確認のための協力を求めたときは、甲は、改定した会則の提供その他必要な協力を行うものとする。

第7条 甲及び乙は、本合意書に定める外、何らの事項についても合意していないことを双方確認する。

甲及び乙は、本合意書を二通作成し、各書面に記名・押印のうえ、各自がそれぞれ一通を保管する。

2014年 5 月 1 日

甲 東京都江東区南砂3-3-6
株式会社THINKフィットネス
代表取締役社長 手塚 栄司

乙 東京都千代田区六番町15プラザエフ6階
適格消費者団体・特定非営利活動法人
消費者機構日本
理事長 芳賀 唯史

【別表】

	乙の申入れ内容	甲の回答
<p>申入れ事項①</p>	<p>下記条項は、入会登録料以外の「諸会費、諸利用料」に相当する部分は、会員との施設利用契約が解除された場合、本来は会員に返還すべき会費に相当する金員を事業者が取得することを定めた条項であるところ、消費者契約法9条1号における「平均的損害」を超えるものであり、無効であるので削除を求めます。</p> <p>改定前の会則第10条2項 第10条（入会登録料・会費等） (2)一旦納入した入会登録料・諸会費・諸料金等は、事由の如何を問わずこれを返還いたしません。</p>	<p>下記の通り、改定します。</p> <p>改定後の会則第10条2項 第10条（入会登録料・会費等） (2)一旦納入した入会登録料は返還致しません。他方、一旦納入した諸会費・諸料金等は、退会の場合、退会の申し出がなされた月までの諸会費・諸料金、及び事務手数料として1,000円（税抜）を差し引かせて頂いた上で、ご返還致します。尚、上記計算に当たり、数ヶ月単位で入会された場合の諸会費・諸料金割引分は、申し込んであった最後の月の諸会費・諸料金から差し引いた上で計算します。</p>
<p>申入れ事項②</p>	<p>下記条項は、当該事業者が故意又は過失がある場合であっても、損害賠償責任を免責する条項であるところ、消費者契約法第8条1項1号および同3号に該当し、無効であり削除を求めます。</p> <p>改定前の会則第19条 第19条（損害賠償） (1)本クラブの利用に際して生じた盗難・紛失・障害については、会員各自の自己責任とし、会社は一切責任を負いません。ビジターについても同様とします。</p> <p>(4)本クラブの利用に際して発生した怪我・病気・事故等については、会員各自の自己責任とし、会社は一切責任を負いません。ビジターについても同様とします。</p> <p>改定前の会則第20条 第20条（遺失物・忘れ物・放置物） (1)会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、会社は一切損害賠償・補償等の責を負いません。</p>	<p>下記の通り、改定します。</p> <p>改定後の会則第19条 第19条（損害賠償） (1)本クラブの利用に際して生じた盗難・紛失については、原則として、会員各自の自己責任とし、会社は責任を負いません。但し、会社の責めに帰すべき事由があった場合は、15万円を限度（会社に故意又は重大な過失があった場合を除きます）として賠償します。ビジターについても同様とします。</p> <p>(4)本クラブの利用に際して発生した怪我・病気・事故等（死亡等重大事故は除く）については、原則として、会員各自の自己責任とし、会社は責任を負いません。但し、会社の責めに帰すべき事由があった場合は、原則として15万円を限度（会社に故意又は重大な過失があった場合を除きます）として賠償します。ビジターについても同様とします。</p> <p>改定後の会則第20条 第20条（遺失物・忘れ物・放置物） (1)会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、原則として、会員各自の自己責任とし、会社は責任を負いません。但し、会社の責めに帰すべき事由があった場合は、15万円を限度（会社に故意又は重大な過失があった場合を除きます）として賠償します。ビジターについても同様とします。</p>

<p>申入れ事項③</p>	<p>下記条項は、何らの周知期間等の条件もつけずに、一方的にクラブ会員会則の変更を認めるものであるところ、消費者の権利を制限し、消費者の利益を一方的に変更するものであるので、消費者契約法第10条に該当し、無効であり削除を求めます。</p> <p>改定前の会則第21条 第21条（その他諸規定の改定） 会社は、必要と認めた場合、本会則・細則・利用規定・その他本クラブの運営・管理に関する事項の改定を行うことができます。なお、改定内容は全会員に適用されるものとします。</p>	<p>下記の通り、改定します。</p> <p>改定後の会則第21条 第21条（その他諸規定の改定） 会社は、必要と認めた場合、本会則・細則・利用規定・その他本クラブの運営・管理に関する事項の改定を行うことができます。尚、改定を実施するときは、会社は1ヶ月前迄に施設内への掲示及び当社ウェブサイトにて告知することとし、改定後は、全会員に適用されるものとします。</p>
<p>問い合わせ事項</p>	<p>下記条項は、貴社が必要と認めた場合には「本クラブ」を「閉鎖および解散」することができることとし、その場合に会員に対する補償はしないと定めています。この内容が、貴社の責任により本クラブが閉鎖および解散された場合も、貴社の全部免責を定めている場合、消費者契約法8条1号および3号に該当するおそれがあります。そこで、貴社のかかる記載に関して、ご説明をいただきたくお願いいたします。</p> <p>改定前の会則第22条 第22条（閉鎖および解散） 会社は、必要と認めた場合、本クラブを閉鎖および解散をする事が出来ます。尚、この場合会員に対する補償は行いません。 (1)施設の改造または修理のとき。 (2)本クラブが企画し実施する諸活動を行うとき。 (3)天災、地変、その他の不可抗力により開業が不可能なとき。 (4)経営上重大な理由が有るとき。</p>	<p>下記の通り、改定します。</p> <p>改定後の会則第22条 第22条（閉鎖および解散） 会社は、必要と認めた場合、本クラブを閉鎖および解散をする事が出来ます。尚、この場合、閉鎖や解散がなされた月の翌月以降の諸会費・諸料金は返還致しません（数ヶ月単位で入会されていた場合は、既に頂いている諸会費・諸料金から、閉鎖や解散がなされた月までの割引が適用された料金を差し引いた残金を返還致します）。但し、会社は出来る限り近隣の本クラブにて施設の利用が可能となる措置をとります。</p>